

# 加賀市

ご案内

## 空き家バンク制度の

「空き家バンク」は、有効活用できる空き住居に関する情報を登録し、その『物件情報』を市ホームページなどを通じて、「空き家」を探している方へ情報提供する制度です。登録・利用に費用はかかりません。

### \* 空き家バンクへの登録および利用の流れ \*

#### 空き家所有者

空き家の登録(売りたい・貸したい)を希望する方

##### ① 空き家の登録申込

空き家の売買・賃貸を希望する方は所定の書類を市に提出してください。

##### ② 空き家の登録

物件が利活用するのに適切だと判断されると正式に登録となります。

※個人での申請の場合は、宅建業者による物件の調査を行いますので、立会いをお願いします。

##### ③ 利用希望者の連絡

空き家の利用申込があった際には、お知らせします。

#### 利用希望者

空き家の利用(買いたい・借りたい)を希望する方

##### ① 空き家情報の提供

登録された物件は市のHP等で公開します。

##### ② 空き家の利用申込

買いたい・借りたい物件がありましたら人口減少対策室にご連絡ください。空き家の所有者へお繋ぎします。

### 空き家バンク (加賀市役所)

#### 連絡調整・紹介

※市では登録物件の情報提供や連絡調整を行います。物件の斡旋・交渉・契約等は行うことができません。

#### 交渉・契約

空き家バンク制度の登録物件が契約成立した場合、その物件の登録に係る紹介者及び物件の所有者等、また、**利用希望者への物件紹介者**に対し報奨金制度があります。

【問い合わせ先】 加賀市スマートシティ課人口対策グループ

電話：0761-72-7840

メール：jinkoutaisaku@city.kaga.lg.jp

FAX：0761-72-6250

加賀市空き家バンク

検索

